

重要事項説明書

記入年月日	令和5年7月15日
記入者名	米谷 理代子
所属・職名	はなまる香里園・施設長

1 事業主体概要

名称	(ふりがな) ゆうげんかいしゃ はなまる 有限会社 はなまる		
主たる事務所の所在地	〒 573-0049 大阪府枚方市山之上北町5番1号 サンエース山之上ビル3階		
連絡先	電話番号/FAX番号	072-844-8708 / 072-844-2873	
	メールアドレス	info@hanamaru-day.com	
	ホームページアドレス	https://www.hanamaru-day.com/	
代表者(職名/氏名)	代表取締役 / 中尾 俊平		
設立年月日	平成 16年3月1日		
主な実施事業	※別添1 (別の実施する介護サービス一覧表)		

2 有料老人ホーム事業の概要

(住まいの概要)

名称	(ふりがな) かいごつきゆうりょうろうじんほーむ はなまるこうりえん 介護付有料老人ホーム はなまる香里園		
届出・登録の区分	有料老人ホーム設置時の老人福祉法第29条第1項に規定する届出		
有料老人ホームの類型	介護付(一般型特定施設入居者生活介護を提供する場合)		
所在地	〒 573-0087 大阪府枚方市香里園山之手町23番30号		
主な利用交通手段	京阪本線「香里園」駅 ・ 京阪本線「光善寺」駅		
連絡先	電話番号/FAX番号	072-833-1888 / 072-833-1880	
	メールアドレス	korien@hanamaru-day.com	
	ホームページアドレス	http:// www.hanamaru-day.com/	
管理者(職名/氏名)	施設長 / 米谷 理代子		
有料老人ホーム事業 開始日/届出受理日	平成 27年5月1日 / 平成 26年5月20日		

(特定施設入居者生活介護の指定)

特定施設入居者生活介護 介護保険事業者番号	2772408551	所管している自治体名	枚方市
特定施設入居者生活介護 指定日	平成 30年3月1日		
介護予防 特定施設入居者生活介護 介護保険事業者番号	2772408551	所管している自治体名	枚方市
介護予防 特定施設入居者生活介護 指定日	平成 30年3月1日		

3 建物概要

土地	権利形態	賃借権	抵当権	なし	契約の自動更新	なし					
	賃貸借契約の期間	平成	30年3月1日			～	令和	52年2月28日			
	面積	2603.76 m ²									
建物	権利形態	賃借権	抵当権	なし	契約の自動更新	なし					
	賃貸借契約の期間	平成	30年3月1日			～	令和	52年2月28日			
	延床面積	1.766.08 m ² (うち有料老人ホーム部分						1.766.08 m ²)			
	竣工日	平成	27年2月28日			用途区分					
	耐火構造	耐火建築物		その他の場合：							
	構造	鉄筋コンクリート造		その他の場合：							
	階数	3階			(地上			3階、地階		0階)	
	サ高住に登録している場合、登録基準への適合性						適合していない				
居室の状況	総戸数	79戸			届出又は登録(指定)をした室数			79室 ()			
	部屋タイプ	トイレ	洗面	浴室	台所	収納	面積	室数	備考(部屋タイプ、相部屋の定員数等)		
	介護居室個室	○	○	×	×	○	18.0				
共用施設	共用トイレ	9ヶ所			うち男女別の対応が可能なトイレ			2ヶ所			
					うち車椅子等の対応が可能なトイレ			9ヶ所			
	共用浴室	個室		4ヶ所		ヶ所					
	共用浴室における介護浴槽	機械浴		1ヶ所		その他		4ヶ所		その他：	
	食堂	2ヶ所		面積		m ²		入居者や家族が利用できる調理設備		なし	
	機能訓練室	1ヶ所		面積		m ²					
	エレベーター	あり(ストレッチャー対応)					1ヶ所				
	廊下	中廊下			m		片廊下		m		
	汚物処理室	4ヶ所									
	緊急通報装置	居室		なし		トイレ		なし		浴室	
	通報先			救急指令室		通報先から居室までの到着予定時間			30分以内		
その他											
消防用設備等	消火器	あり		自動火災報知設備		あり		火災通報設備			あり
	スプリンクラー	あり		なしの場合(改善予定時期)							
	防火管理者	あり		消防計画		あり		避難訓練の年間回数			2回

4 サービスの内容

(全体の方針)

運営に関する方針		ご入居者様にはご満足いただける生活を提供し、ご家族様にはご安心いただける報告連携を確立いたします。
サービスの提供内容に関する特色		24時間介護体制を基に、日勤帯の看護体制を整えております。また、希望に応じてリハビリサービスも受けられます。
サービスの種類	提供形態	委託業者名等
入浴、排せつ又は食事の介護	自ら実施	
食事の提供	委託	(株)京料理 花萬
調理、洗濯、掃除等の家事の供与	自ら実施	
健康管理の支援（供与）	自ら実施	
状況把握・生活相談サービス	自ら実施	
提供内容		
サ高住の場合、常駐する者		
健康診断の定期検診	委託	大潤会クリニック
	提供方法	協力医療機関により実施
利用者の個別的な選択によるサービス		※別添2 (有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表)
虐待防止		<p>①虐待防止に関する責任者を選定しています。 【施設長：米谷 理代子】</p> <p>②成年後見制度の利用を支援します。</p> <p>③苦情解決体制を整備しています。相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。 ・苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行う。 ・管理者は従業員に事実関係の確認を行う。 ・相談担当者は、把握した状況をもとにスタッフと共に検討を行い、対応を決定する。 ・対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へ必ず対応方法を含めた結果報告を行う。（時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡）</p> <p>④従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。</p> <p>⑤当該事業所又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。</p>

<p>身体的拘束</p>	<p>○身体的拘束は原則禁止としており、三原則（切迫性・非代替性・一時性）に照らし、緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合、入居者の身体状況に応じて、その方法、期間（最長で1月）を定め、それらを含む入居者の状況、行う理由を記録し、経過観察を行います。家族等へ説明を行い、同意をいただきます。（継続して行う場合は概ね1月毎行います。）</p> <p>2週間に1回以上、ケース検討会議等を開催し、入居者の状態、身体拘束等の廃止及び改善取組等について検討します。</p> <p>1月に1回以上、身体的拘束廃止委員会を開催し、施設全体で身体拘束等の廃止に取り組みます。</p> <p>○身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。</p> <p>①身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。</p> <p>②身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。</p> <p>③介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。</p>
<p>非常災害対策</p>	<p>①事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。 非常災害対策に関する担当者（防火管理者） 職・氏名：（ 中江 隼 ）</p> <p>②非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。</p> <p>③定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。 避難訓練実施時期：（毎年2回）</p>

(介護サービスの内容)

<p>特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画等の作成</p>	<p>①入居者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた（介護予防）特定施設入居者生活介護計画を作成します。</p> <p>②（介護予防）特定施設入居者生活介護計画の作成に当たっては、その内容について入居者又はその家族に対して説明し、入居者の同意を得たうえで交付します。</p> <p>③それぞれの入居者について、（介護予防）特定施設入居者生活介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。</p> <p>④計画に記載しているサービス提供期間が終了するまでに、少なくとも1回は、計画の実施状況の把握（「モニタリング」という。）を行います。</p> <p>⑤計画作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行います。</p>												
<p>日常生活上の世話</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="233 1507 547 1630"> <p>食事の提供及び介助</p> </td> <td data-bbox="547 1507 1412 1630"> <p>入居者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の利用者の栄養状態に応じた栄養管理を行い、摂食・嚥下機能その他の利用者の身体状況に配慮した適切な食事を提供します。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="233 1630 547 1711"> <p>入浴の提供及び介助</p> </td> <td data-bbox="547 1630 1412 1711"> <p>自ら入浴が困難な利用者に対し、1週間に2回以上、入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="233 1711 547 1769"> <p>排泄介助</p> </td> <td data-bbox="547 1711 1412 1769"> <p>介助が必要な利用者に対して、トイレ誘導、排泄の介助やおむつ交換を行います。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="233 1769 547 1888"> <p>離床・着替え・整容等の日常生活上の世話</p> </td> <td data-bbox="547 1769 1412 1888"> <p>①寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 ②生活リズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ③個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="233 1888 547 1962"> <p>移動・移乗介助</p> </td> <td data-bbox="547 1888 1412 1962"> <p>あり 介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="233 1962 547 2031"> <p>服薬介助</p> </td> <td data-bbox="547 1962 1412 2031"> <p>あり 介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。</p> </td> </tr> </table>	<p>食事の提供及び介助</p>	<p>入居者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の利用者の栄養状態に応じた栄養管理を行い、摂食・嚥下機能その他の利用者の身体状況に配慮した適切な食事を提供します。</p>	<p>入浴の提供及び介助</p>	<p>自ら入浴が困難な利用者に対し、1週間に2回以上、入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。</p>	<p>排泄介助</p>	<p>介助が必要な利用者に対して、トイレ誘導、排泄の介助やおむつ交換を行います。</p>	<p>離床・着替え・整容等の日常生活上の世話</p>	<p>①寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 ②生活リズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ③個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。</p>	<p>移動・移乗介助</p>	<p>あり 介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。</p>	<p>服薬介助</p>	<p>あり 介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。</p>
<p>食事の提供及び介助</p>	<p>入居者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の利用者の栄養状態に応じた栄養管理を行い、摂食・嚥下機能その他の利用者の身体状況に配慮した適切な食事を提供します。</p>												
<p>入浴の提供及び介助</p>	<p>自ら入浴が困難な利用者に対し、1週間に2回以上、入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。</p>												
<p>排泄介助</p>	<p>介助が必要な利用者に対して、トイレ誘導、排泄の介助やおむつ交換を行います。</p>												
<p>離床・着替え・整容等の日常生活上の世話</p>	<p>①寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 ②生活リズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ③個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。</p>												
<p>移動・移乗介助</p>	<p>あり 介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。</p>												
<p>服薬介助</p>	<p>あり 介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。</p>												

機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	入居者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	入居者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
	器具等を使用した訓練	あり 入居者の能力に応じて、機能訓練指導員が専門的知識に基づき、器械・器具等を使用した訓練を行います。
その他	創作活動など	あり 入居者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。
	健康管理	①看護職員により入所者の状況に応じて適切な措置を講じます。 ②外部の医療機関に通院する場合はその介助について出来る限り配慮します。
	相談及び援助	入所者及び短期利用者とその家族からの相談に応じます。
施設の利用に当たっての留意事項		<ul style="list-style-type: none"> ・外出又は外泊しようとするときは、その都度外出外泊先、用件、施設へ帰着する予定日時などを管理者に届出てください。 ・身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、速やかに管理者に届け出てください。 ・施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害しないようにしてください。
心身の状況の把握		(介護予防)特定施設入居者生活介護の提供にあたっては、サービス担当者会議等を通じて、入居者の心身の状況、その置かれている環境、他の保険医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。
居宅介護支援者等との連携		<p>①(介護予防)特定施設入居者生活介護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保険医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。</p> <p>②サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する(介護予防)特定施設入居者生活介護計画の写しを、入居者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します(短期利用のみ)。</p> <p>③サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します(短期利用のみ)。</p>
施設における衛生管理等		<p>①(介護予防)特定施設入居者生活介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。</p> <p>②(介護予防)特定施設入居者生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。</p> <p>③食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。</p>
従業員の禁止行為		<p>従業員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。</p> <p>①医療行為(ただし看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。)</p> <p>②入居者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり</p> <p>③入居者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受</p> <p>④身体拘束その他入居者の行動を制限する行為(入居者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)</p> <p>⑤その他入居者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為</p>

サービスにあたっての留意事項	<p>①サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。</p> <p>②入居者が要介護認定を受けていない場合は、入居者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が入居者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも入居者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。</p> <p>③入居者及び家族の意向を踏まえて、「（介護予防）特定施設入居者生活介護計画」を作成します。なお、作成した「（介護予防）特定施設入居者生活介護計画」は、入居者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします。</p> <p>④サービス提供は「（介護予防）特定施設入居者生活介護計画」に基づいて行います。なお、「（介護予防）特定施設入居者生活介護計画」は、入居者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。</p> <p>⑤（介護予防）特定施設入居者生活介護従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、入居者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。</p>
その他運営に関する重要事項	サービス向上のため職員に対し、人権、身体拘束、虐待、感染症、食中毒、事故・苦情対応等の研修を実施しています。
短期利用特定施設入居者生活介護の提供	あり
人員配置が手厚い介護サービスの実施	あり (介護・看護職員の配置率) 2.5 : 1 以上

(短期利用特定施設入居者生活介護の概要：以下の要件全てに該当すること) 【要支援は除く】

- ・指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者が、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営について3年以上の経験を有すること。
- ・指定特定施設の入居定員の範囲内で、空いている居室等(定員が1人であるものに限る。)を利用するものであること。ただし、短期利用特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(利用者)の数は、当該指定特定施設の入居定員の100分の10以下であること。
- ・利用の開始に当たって、あらかじめ30日以内の利用期間を定めること。
- ・家賃、敷金、介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除き、権利金その他の金品を受領しないこと。
- ・介護保険法等に基づく勧告、命令、指示を受けたことがある場合にあっては、当該勧告等を受けた日から起算して5年以上の期間が経過していること。

(医療連携の内容)※治療費は自己負担

医療支援	救急車の手配、入退院の付き添い	
	その他の場合：	
協力医療機関	名 称	大潤会クリニック
	住 所	〒573-1182 枚方市御殿山町5-2
	診 療 科 目	内科・整形外科・リハビリテーション科
	協 力 内 容	訪問診療、急変時の対応 その他の場合：
協力歯科医療機関	名 称	大潤会よしだ医院歯科
	住 所	〒573-1187 枚方市磯島元町16番16号
	協 力 内 容	訪問診療、急変時の対応 その他の場合：

(入居後に居室を住み替える場合)【住み替えを行っていない場合は省略】

入居後に居室を住み替える場合		その他		
		その他の場合 : 空き室などへ移る場合		
判断基準の内容		<p>①空き室があり、そちらへの移動を入居者またはご家族等(以下ご入居者様等という)からのご希望がある場合</p> <p>②空き室があり、入居者への支援に対し、介護スタッフルームに近い方がより即時対応できる場合(その場合は、入居者等への了解を得る)</p> <p>③上記①②以外で居室の移動希望または必要性が生じた場合(その場合は、入居者等と当ホーム、状況によって第3者となる入居者等との協議を行いすべての合意を得る)</p>		
手続の内容		<p>①入居者等からの申し出により、当ホーム内協議の上決定。その後別紙“居室変更確認書”の取り交わしを行う。</p> <p>②および③当ホームまたは入居者またはご家族等からの申し出により、当ホーム内協議もしくは入居者等と当ホーム(状況によって第三者となる入居者等も含めて)の協議の上決定。その後別紙“居室変更確認書”の取り交わしを行う。</p>		
追加的費用の有無		あり	追加費用	
居室利用権の取扱い		変更なし		
前払金償却の調整の有無		なし	調整後の内容	
従前の居室との仕様の変更	面積の増減	なし	変更の内容	
	便所の変更	なし	変更の内容	
	浴室の変更	なし	変更の内容	
	洗面所の変更	なし	変更の内容	
	台所の変更	なし	変更の内容	
	その他の変更	なし	変更の内容	

(入居に関する要件)

入居対象となる者	要支援、要介護	
留意事項	① 規定の利用料の支払いが可能なる者 ② 公的な医療保険に加入されている者 ③ 公的な介護保険に加入されている者 ④ 身元引受人及び連帯保証人を定められる者 ⑤ はなまる香里園の利用契約書・運営規定等をご承認いただき円滑に共同生活が営める者	
契約の解除の内容	・入居者が死亡したとき ※死亡日を退去日とする ・入居者が事業者に対して30日前に解除の申し入れを行ったとき (解約の申し入れは事業者の定める解約届を事業者に届け出るものとする) ※入居者が前述の解約届を提出せず居室を退去した場合、事業者が退去の事実を知った日の翌日から起算して30日目をもって本契約は解除されたものとする	
事業主体から解約を求める場合	解約条項	事業者は、入居者が次の各号のいずれかに該当し、本契約を将来にわたって維持することが社会通念上著しく困難と認められる場合に、本契約を解除することとする ①入居申込書に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居したとき ②利用料の支払いを2ヶ月以上遅延し、利用料を支払うように催告したにもかかわらず14日以内に支払われないとき ③禁止又は制限される行為を行ったとき ④入居者の行動が本人又は、他の入居者あるいは施設従業員の身体または生命に危害を及ぼすおそれがあり、かつ施設における通常の接遇方法でこれを防止する事ができない時 ⑤入居者が診療所や病院に入院し、3ヶ月を超える期間治療等が必要となった時又は見込まれる等、当ホームにおいて入居者に対する本件サービスの提供が困難であると合理的に判断される時。但し、入居者の合意を得るものとします ⑥当ホームを不在にする期間が連続して3ヶ月を超え、当ホームへの復帰が困難、あるいは入居者に復帰の意思がないと判断される時 ⑦天災、法令の改変、その他やむを得ない事情により、当ホームを閉鎖または縮小する時 ⑧入居者またはそのご家族が事業所またはその従業員に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行ったとき
	解約予告期間	30 日前
入居者からの解約予告期間	30 日前	
体験入居	あり	内容 1 あり (内容：1泊2日 5,500円 ※税込み (3食付) (PM2時～翌日PM2時) 上記金額には食費、水光熱費、介護サービス費が含まれています。 2日以上のご利用についてはご相談下さい。 送迎サービスは提供しておりませんので、送迎を希望される場合はご相談ください。) 2 なし
入居定員	79 人	
その他		

5 職員体制

(職種別の職員数)

	職員数 (実人数)			常勤換算人数	兼務している職種名及び人数
	合計	常勤	非常勤		
管理者	1	1	0	1.0	介護付有料老人ホーム施設長 特定施設入居者生活介護 管理者
生活相談員	2	2	0	2.0	
直接処遇職員	47	20	27	32.8	
介護職員	41	18	21	28.6	
看護職員	6	1	5	4.2	
機能訓練指導員	2	1	1	1.4	
計画作成担当者	1	1	0	1.0	
事務員	3	1	2	1.5	
1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数					40 時間

(職務内容)

管理者	管理者は、従業者及び実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定される指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。
生活相談員	生活相談員は、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行う。
直接処遇職員	看護職員及び介護職員は、要介護者〔要支援者〕の指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の提供を行うが、要介護者〔要支援者〕のサービス利用に支障がないときは、要介護者〔要支援者〕以外の入居者にサービスの提供を行う。
介護職員	介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。
看護職員	看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講ずるものとする。
機能訓練指導員	機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。
計画作成担当者	計画作成担当者は、利用者又は家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、特定施設従業者と協議の上、サービスの目標、サービスの内容等を盛り込んだサービス計画を作成する。

(資格を有している介護職員の人数)

	合計			備考
	常勤	非常勤		
社会福祉士	0	0	0	
介護福祉士	17	8	9	
介護福祉士実務者研修修了者	4	4	1	
介護職員初任者研修修了者	12	4	8	
介護支援専門員	0	0	0	

(資格を有している機能訓練指導員の人数)

	合計		
		常勤	非常勤
看護師又は准看護師			
理学療法士	1	0	1
作業療法士			
言語聴覚士			
柔道整復師	1	1	0
あん摩マッサージ指圧師			

(夜勤を行う看護・介護職員等の人数)

夜勤帯の設定時間 (時～ 時)				
	平均人数		最少時人数 (宿直者・休憩者等を除く)	
看護職員	0	人	0	人
介護職員	4	人	2	人
生活相談員	0	人	0	人
		人		人

(特定施設入居者生活介護等の提供体制)

特定施設入居者生活介護の利用者に対する看護・介護職員の割合 (一般型特定施設以外の場合、本欄は省略)	契約上の職員配置比率		
	実際の配置比率 (記入日時点での利用者数：常勤換算職員数)		2.5 : 1
外部サービス利用型特定施設である有料老人ホームの介護サービス提供体制 (外部サービス利用型特定施設以外の場合、本欄は省略)	ホームの職員数	人	
	訪問介護事業所の名称		
	訪問看護事業所の名称		
	通所介護事業所の名称		

(職員の状況)

管理者	他の職務との兼務				なし						
	業務に係る資格等	なし	資格等の名称		看護師						
	看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者		
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	
前年度1年間の採用者数	0	0	2	7	1	0	0	0	0	0	
前年度1年間の退職者数	1	0	2	8	1	0	0	0	0	0	
応業務に従事した経験年数に	1年未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	1年以上3年未満	0	0	3	5	0	0	0	0	0	
	3年以上5年未満	0	0	0	1	1	0	0	0	0	
	5年以上10年未満	0	0	3	5	0	0	0	1	0	
	10年以上	1	5	12	10	1	0	1	0	1	0
	備考										
従業員の健康診断の実施状況	あり										

6 利用料金

(利用料金の支払い方法)

居住の権利形態		利用権方式
利用料金の支払い方式		月払い方式
		選択方式の内容 ※該当する方式を全て選択
年齢に応じた金額設定		なし
要介護状態に応じた金額設定		なし
入院等による不在時における利用料金（月払い）の取扱い		あり
利用料金の改定		内容： 長期不在の場合、契約が存続する期間においては、家賃・租税・物件価格・近隣住宅の賃料相場・維持管理費・消費者物価指数・雇用情勢その他経済事情の変動等により、利用料金が不相当になった場合
		条件 手続き 運営懇談会等での聞き取りを実施し、料金改定を行う1カ月前までに書面にてお知らせします。

(代表的な利用料金のプラン)

		プラン1	プラン2	
入居者の状況	要介護度	要介護2	要介護3	
	年齢	89歳	87歳	
居室の状況	部屋タイプ	介護居室個室	介護居室個室	
	床面積	18.0㎡	18.0㎡	
	トイレ	あり	あり	
	洗面	あり	あり	
	浴室	なし	なし	
	台所	なし	なし	
	収納	あり	あり	
入居時点で必要な費用	敷金	300,000円	300,000円	
月額費用の合計		211,812円	236,713円	
家賃		50,000円	72,500円	
サービス費用	介護保険外	特定施設入居者生活介護※の費用	21,562円	23,963円
		食費	66,000円	66,000円
		管理費	33,000円	33,000円
		介護費用	19,800円	19,800円
		光熱水費	21,450円	21,450円
		その他	0円	0円
備考 介護保険費用は利用者の所得等に応じて負担割合が変わります。 ※介護予防・地域密着型の場合を含む。詳細は別添3のとおりです。 特別食においては、食材費				

(利用料金の算定根拠等)

家賃	土地・建物費用等（面積按分）	
敷金	家賃の	6ヶ月分
	解約時の対応	居室の原状回復、その他の清算がある場合は清算を優先し、差額を返金いたします。
上乗せ介護費用	下記の通り	
管理費	共用施設における維持管理費・修繕費	
食費	厨房維持費、調理員人件費及び食材料料費等	
水道光熱費	住居における水光熱費	
介護保険外費用	個別で使用する福祉用具	
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	別添2	
その他のサービス利用料	なし	

(特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠)

特定施設入居者生活介護※に対する自己負担	要介護度に応じて介護保険制度に基づく自己負担額の1割(または2割・3割)を請求します。
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	別添2
特定施設入居者生活介護※における人員配置が手厚い場合の介護サービス（上乗せサービス）	非常勤介護職月額給与：120,000円 福利費・交通費； 30,000円 $150,000円 \times 9 \div 75$ (稼働率95%)=18,000円 $18,000円 \times 1.10=19,800円$
※ 介護予防・地域密着型の場合を含む。	

7 入居者の状況

(入居者の人数)

年齢別	65歳未満	0人
	65歳以上75歳未満	4人
	75歳以上85歳未満	15人
	85歳以上	49人
要介護度別	自立	0人
	要支援1	3人
	要支援2	4人
	要介護1	14人
	要介護2	18人
	要介護3	9人
	要介護4	13人
	要介護5	7人
入居期間別	6か月未満	6人
	6か月以上1年未満	3人
	1年以上5年未満	47人
	5年以上10年未満	12人
	10年以上	0人
喀痰吸引の必要な人／経管栄養の必要な人		0人 / 3人
入居者数		68人

(入居者の属性)

性別	男性	14人	女性	54人	
男女比率	男性	20%	女性	80%	
入居率	86%	平均年齢	89.4歳	平均要介護度	2.5

(前年度における退去者の状況)

退去先別の人数	自宅等	0人
	社会福祉施設	4人
	医療機関	5人
	死亡者	6人
	その他	0人
生前解約の状況		0人
	施設側の申し出	(解約事由の例)
	入居者側の申し出	7人 (解約事由の例) 他施設への転居・長期入院の為

8 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情・虐待に対する窓口等の状況)

窓口の名称 (設置者)		介護付有料老人ホーム はなまる香里園(担当者：米谷 理代子)
電話番号 / F A X		072-833-1888 / 072-833-1880
対応している時間	平日	8:30～17:30
	土曜	8:30～17:30
	日曜・祝日	8:30～17:30
定休日		なし
窓口の名称 (保険者市町村)		枚方市健康福祉部 健康寿命推進室 長寿・介護保険課
電話番号 / F A X		072-841-1460 / 072-844-0315
対応している時間	平日	9:00～17:30
定休日		土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始
窓口の名称 (大阪府国民健康保険団体連合会)		大阪府国民健康保険団体連合会
電話番号 / F A X		06-6949-5247 /
対応している時間	平日	9:00～17:00
定休日		土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始
窓口の名称 (苦情)		枚方市健康福祉部 健康寿命推進室 長寿・介護保険課
電話番号 / F A X		072-841-1460 / 072-844-0315
対応している時間	平日	9:00～17:30
定休日		土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始
窓口の名称 (事故)		枚方市健康福祉部 福祉指導監査課
電話番号 / F A X		072-841-1468 / 072-841-1322
対応している時間	平日	9:00～17:30
定休日		土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始
窓口の名称 (虐待)		枚方市健康福祉部福祉事務所 健康福祉総合相談課
電話番号 / F A X		072-841-1401 / 072-841-5711
対応している時間	平日	9:00～17:30
定休日		土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償責任保険の加入状況	加入先	あいおいニッセイ同和損保
	加入内容	介護保険・社会福祉事業者総合保険
	その他	
賠償すべき事故が発生したときの対応	市町村、入居者のご入居者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。 また、入居者に対する本件サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。	
事故対応及びその予防のための指針	あり	

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況		ありの場合	利用者満足度調査	
		実施日	令和 1年9月	
		結果の開示	あり	
			開示の方法	運営懇談会にて公表
第三者による評価の実施状況		ありの場合		
		実施日		
		評価機関名称		
		結果の開示		
開示の方法				

9 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	入居希望者に公開
重要事項説明書の雛形	入居希望者に公開
管理規程	入居希望者に公開
事業収支計画書	入居希望者に公開
財務諸表の要旨	入居希望者に公開
財務諸表の原本	入居希望者に公開

10 その他

運営懇談会	あり	ありの場合	
		開催頻度	年 1 回
		構成員	入居者・ご家族・施設長・計画作成担当者・相談員・介護リーダー等
		なしの場合の代替措置の内容	
提携ホームへの移行	あり	ありの場合の提携ホーム名	・介護付有料老人ホーム はなまる招提 ・介護付有料老人ホーム 頂
個人情報の保護	<p>事業者は、入居者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、ご入居者様の個人情報を用いませぬ。また、入居者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で入居者のご家族の個人情報を用いませぬ。</p> <p>事業者は、入居者及びそのご家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとしませぬ。</p> <p>事業者が管理する情報については、入居者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとしませぬ。（開示に際して複写料などが必要な場合は入居者の負担となります。）</p>		
緊急時等における対応方法	<p>疾病・負傷等により治療が必要となった場合は、緊急対応マニュアルに沿って対応いたしませぬ。</p> <p>入院治療を必要とする場合は、利用者の意思を確認し、身元引受人の同意を得て、医師の判断、指示により近隣病院への入院を協力致しませぬ。</p> <p>※医療費はご入居者様の負担となります</p> <p>※入院期間における利用料の取扱いは、不在時の取扱いに準じませぬ。</p>		
サービス提供に関する記録	<p>(1)事業者は、提供したサービスの内容等に関して、法令に定める記録を作成し、本契約締結時において、介護保険法上、本施設を指定する自治体が定める条例に基づいて保管しませぬ。</p> <p>(2)入居者は、この契約の有効期間内および前項の期間内において、本施設で当該入居者に関する前項の記録を所定の手続きにより閲覧することができます。</p>		
大阪府福祉のまちづくり条例に定める基準の適合性	適合	不適合の場合の内容	
枚方市有料老人ホーム設置運営指導指針「規模及び構造設備」に合致しない事項	なし		
合致しない事項がある場合の内容			
「7. 既存建築物等の活用の場合等の特例」への適合性	適合している	代替措置等の内容	
合致しない事項がある場合の入居者への説明			
上記項目以外で合致しない事項	あり		
合致しない事項の内容			
代替措置等の内容			
合致しない事項がある場合の入居者への説明			

添付書類：別添1（事業主体が枚方市で実施する他の介護サービス）

別添2（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表）

別添3（特定施設入居者生活介護等に関する利用料金表）

上記の重要事項説明書の内容について、「枚方市有料老人ホーム設置運営指導指針」、「枚方市指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年枚方市条例第48号）」、「枚方市指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年枚方市条例第49号）」の規定に基づき、入居者、入居者代理人に説明を行いました。

説明年月日：	令和	年	月	日
法人名：	有限会社はなまる			
代表者氏名：	代表取締役	中尾俊平		印
事業所名：	介護付有料老人ホームはなまる香里園			
説明者氏名：	米谷	理代子		印

上記の重要事項の内容、並びに医療サービス等、その他のサービス及びその提供事業者を自由に選択できることについて、事業者より説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

（入居者）

住所：	
氏名：	印

（入居者代理人）

住所：	
氏名：	印

(別添1)事業主体が枚方市で実施する他の介護サービス

介護保険サービスの種類		事業所の名称	所在地
<居宅サービス>			
訪問介護	あり	はなまるケアサービス田口	枚方市田口1-19-3
訪問介護	あり	はなまるケアサービス東香里	枚方市東香里元町13-5-101
訪問看護	あり	訪問看護ステーションはなまるナース	枚方市山之上北町5-1-202
訪問リハビリテーション			
居宅療養管理指導			
通所介護	あり	はなまるデイサービス	枚方市交北1-1-15
通所介護	あり	はなまるデイサービス東香里	枚方市東香里1-24-3
通所介護	あり	はなまるデイサービス山之上	枚方市山之上北町5-1-1F
短期入所療養介護			
特定施設入居者生活介護	あり	介護付有料老人ホーム はなまる招提	枚方市招提東町2-10-1
特定施設入居者生活介護	あり	介護付有料老人ホーム 頂	枚方市山之上北町4-30
特定福祉用具販売			
<地域密着型サービス>			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護			
夜間対応型訪問介護			
地域密着型通所介護			
認知症対応型通所介護			
小規模多機能型居宅介護			
認知症対応型共同生活介護			
地域密着型特定施設入居者生活介護			
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			
看護小規模多機能型居宅介護			
居宅介護支援	あり	はなまるケアプラン田口	枚方市田口1-19-3
居宅介護支援	あり	はなまるケアプラン東香里	枚方市東香里元町13-5-101
<介護予防サービス>			
介護予防訪問看護	あり	訪問看護ステーションはなまるナース	枚方市山之上北町5-1-202
介護予防特定施設入居者生活介護	あり	介護付有料老人ホーム はなまる招提	枚方市招提東町2-10-1
介護予防特定施設入居者生活介護	あり	介護付有料老人ホーム 頂	枚方市山之上北町4-30
特定介護予防福祉用具販売			
<第1号事業>			
予防訪問事業	あり	はなまるケアサービス田口	枚方市田口1-19-3
予防訪問事業	あり	はなまるケアサービス東香里	枚方市東香里元町13-5-101
予防通所事業	あり	はなまるデイサービス	枚方市交北1-1-15
予防通所事業	あり	はなまるデイサービス東香里	枚方市東香里1-24-3
予防通所事業	あり	はなまるデイサービス山之上	枚方市山之上北町5-1-1F

(別添2)

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表

		施設で実施するサービス(介護保険外サービス等)		備 考
			料金※(税込)	
介護サービス	食事介助	なし		
	排せつ介助・おむつ交換	なし		
	おむつ代	あり	実費	
	入浴(一般浴) 介助・清拭	なし		
	特浴介助	なし		
	身辺介助(移動・着替え等)	なし		
	機能訓練	なし		
	通院介助	あり	550円	550円/15分
	生活サービス	居室清掃	あり	
リネン交換		あり		自立の方は生活支援費(2,310円/日)で対応
日常の洗濯		なし		
居室配膳・下膳		なし		
入居者の嗜好に応じた特別な食事		なし		
おやつ		あり		※昼食費、847円に含まれる
理美容師による理美容サービス		あり		※業者委託
買い物代行		あり		
役所手続代行		なし		
金銭・貯金管理		なし		
健康管理サービス	定期健康診断	なし	実費	年1回実施
	健康相談	なし		
	生活指導・栄養指導	なし		
	服薬支援	なし		
	生活リズムの記録(排便・睡眠等)	なし		
入退院のサービス	移送サービス	あり	実費	※外部委託
	入退院時の同行	あり	550円	550円/15分
	入院中の洗濯物交換・買い物	あり	550円	550円/15分
	入院中の見舞い訪問	なし		

※1利用者の所得等に応じて負担割合が変わる(1割又は2割の利用者負担)。ケアプランに定められた回数を超える分は介護保険外サービス。
 ※2「あり」を選択したときは、各種サービスの費用が、月額サービスの費用に含まれる場合と、サービス利用の都度払いによる場合に応じて、1回当たりの金額など単位を明確にして入力する。

(別添3)特定施設入居者生活介護等に関する利用料金表(地域区別の単価(5級地10.45円)を含んでいます。)

① 介護報酬額の自己負担基準表(介護保険報酬額のうち利用者負担額に応じた額を負担していただきます。)

	単位	利用料	自己負担分 (1割負担の場合)	自己負担分 (2割負担の場合)	自己負担分 (3割負担の場合)
要支援1	182	1,901円	191円	381円	571円
要支援2	311	3,249円	325円	650円	975円
要介護1	538	5,622円	563円	1,125円	1,687円
要介護2	604	6,311円	632円	1,263円	1,894円
要介護3	674	7,043円	705円	1,409円	2,113円
要介護4	738	7,712円	772円	1,543円	2,314円
要介護5	807	8,433円	844円	1,687円	2,530円
要介護1(短期利用)	538	5,622円	563円	1,125円	1,687円
要介護2(短期利用)	604	6,311円	632円	1,263円	1,894円
要介護3(短期利用)	674	7,043円	705円	1,409円	2,113円
要介護4(短期利用)	738	7,712円	772円	1,543円	2,314円
要介護5(短期利用)	807	8,433円	844円	1,687円	2,530円

(注)短期利用特定施設入居者生活介護の利用については、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額を負担いただくこととなりますので、ご注意ください。

※身体拘束廃止に向けての取り組みとして、身体的拘束適正化の指針整備や適正化委員会の開催、定期的な職員研修の実施などを行っていない場合は、上記金額の90/100となります。

【要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。】

	単位	利用料	自己負担分 (1割負担の場合)	自己負担分 (2割負担の場合)	自己負担分 (3割負担の場合)	算定回数等
個別機能訓練加算(I)	12	125円	13円	25円	38円	1日につき
医療機関連携加算	80	836円	84円	168円	251円	1月につき
介護職員等特定処遇改善加算(II)	所定単位数の 12/1000	左記の単位数 ×地域区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割	基本サービス費に各種 加算減算を加えた総単 位数(所定単位数)
介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の 82/1000	左記の単位数 ×地域区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割	
介護職員等ベースアップ等支 援加算	所定単位数の 15/1000	左記の単位数 ×地域区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割	

※(★)は要介護のみ。

② 要支援・要介護別介護報酬と自己負担額見積もり

介護報酬		要支援1	要支援2			
自己負担	(1割の場合)	6,839	11,323			
	(2割の場合)	13,677	22,645			
	(3割の場合)	20,516	49,819			
介護報酬		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
自己負担	(1割の場合)	19,216	21,510	23,943	26,169	28,568
	(2割の場合)	38,431	43,019	47,886	52,338	57,135
	(3割の場合)	84,548	94,641	105,350	115,143	125,696

・上記見積もりは、個別機能訓練加算Ⅰ、医療機関連携加算、介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ、介護職員等ベースアップ等支援加算

介護職員処遇改善加算Ⅰを含んでいます。

・1ヶ月30日で計算しています。

※(利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合)上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費等の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

③加算の概要

・個別機能訓練加算(Ⅰ)

機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種のもの共同して、入居者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を実施している場合に算定します。

・医療機関連携加算

看護職員が入居者ごとに健康状態の状況を継続的に記録し、協力医療機関や主治医に対して入居者の健康状況について、月に1回以上情報提供している場合に算定します。

・介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員処遇改善加算

介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行うものとして、届け出ている場合に算定します。

※介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。

・介護職員等ベースアップ等支援加算

令和4年10月の介護報酬改定(臨時改定)を経て創設される条件を満たした事業所が算定できる新たな加算です。

国が打ち出した「介護職の賃上げ」を目的として創設され、介護職員の処遇改善を行うことを目的としたものです。